

平成21年4月24日
国立大学法人筑波大学

本学職員の懲戒処分について

筑波大学では、本日（平成21年4月24日）付けで、本学人間総合科学研究科の准教授（50歳）を以下の理由により停職1月の懲戒処分としましたのでお知らせいたします。

平成20年8月に本学が行った不適切な経理の有無に関する調査の結果、同准教授は、平成9年度から平成14年度にかけて公的研究費を取引業者に預け、いわゆる『預け金』として総額約152万円を管理させるとともに、適宜使用し、残額があったことが判明しました。

また、この『預け金』は、平成19年度においても使用されていました。

『預け金』により購入した物品等はすべて研究用に使用されており、私的流用は一切なかったものの、同准教授は不適切な手続きを認め、『預け金』の全額を返還しました。

本学では、平成19年4月から納品検収所を設置し、購入依頼者又は発注者以外の者が、納品の事実を確認する体制を整備し、架空発注を防止するチェック体制を強化し、物品購入手続きの適正化に努めてきているところでありますが、法人化以前に行われた事案とはいえ、このような不正行為が発生したことは、誠に遺憾であります。

この度の事態を重く受け止め、改めて学内への会計ルールの遵守を通知するなど、再発防止に努めてまいります。